

【対象となる世帯等について】

(1) **基準日（令和5年7月1日）現在の保護者等の収入の状況が、次のいずれかに該当する場合に申請することができます。該当するいずれかの□に✓点を記入してください。**

- 生活保護世帯（または道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯）で、生業扶助を受給しています。

【添付書類】生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式2）

※生業扶助の受給状況がわかる証明書等にて代用を「可」とする。

→以下記載不要です。

- 道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯であり、生活保護法の規定による生業扶助は受給していません。

私（申請者）は、下記の者を扶養しています。

【扶養している高校生等が2人以上いる場合の添付書類】

健康保険証等の扶養事実を確認できるものの写し。ただし、健康保険証等が提出できない場合は様式1-2を提出してください。

(2) **扶養している高校生等（基準日現在、15歳以上(中学生を除く。)23歳未満の兄弟姉妹）を記入してください**

（中学生以下を除く） 扶養している者	続柄	氏名	生年月日	基準日現在 年齢	学校名、課程等・学年・職業
	本人			平成 年 月 日生	
			平成 年 月 日生		
			平成 年 月 日生		
			平成 年 月 日生		
			平成 年 月 日生		

※「続柄」欄は、対象となる高校生等を基準としてください。

※【対象となる高校生等について】在学する高等学校等が「通信制課程」の場合は省略することができる。

(3) **①から⑥までの該当する項目の□に✓点を記入してください。）**

（次の者の課税証明書等を提出します。）

<input type="checkbox"/> ①	親権者（両親）2名分
<input type="checkbox"/> ②	親権者1名分 ※下記3つのうち、該当する項目の□に✓点を記入 <input type="checkbox"/> 親権者のうち1人が無職・無収入（令和4年（1月～12月）給与等の収入がなかった者）であり、控除対象配偶者となっている場合 <input type="checkbox"/> 離婚・死別等により親権者が1名の場合 <input type="checkbox"/> 家庭の事情等によりやむを得ず、親権者のうち1人の課税証明書類を提出できない場合等
<input type="checkbox"/> ③	未成年後見人（ ）名分 親権者がおらず、未成年後見人が選任されている場合 （未成年後見人が複数選任されている場合は、その全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
<input type="checkbox"/> ④	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（両親等）2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
<input type="checkbox"/> ⑤	主たる生計維持者 1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
<input type="checkbox"/> ⑥	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合 ・未成年であるが道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課されるだけの収入を得ている場合 等

所得に関する書類を添付する者の氏名及び生徒との続柄を記入してください。

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄

※専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み替えるものとする。

(4) **次の理由により、課税証明書等を提出しません。**

- 所得確認の対象の生徒本人（(3)の⑤に該当する場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は次により記入してください。

- 1 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

【対象となる世帯等について】の欄は、次により記入してください。

- 1 課税証明書等は、保護者等全員の当該年度（前年の所得を証明するもの）の課税証明書等をいいます。
- 2 保護者等とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- 3 「【対象となる世帯等について】（3）④又は⑤」に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の所得に関する書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。
- 4 15歳以上（中学生を除く。）23歳未満の子を2人以上扶養している場合は、扶養事実を確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

【所得に関する書類を添付する者】の欄は、次により記入してください。

イ 生計維持者とは、

- ①生徒に父母がいる場合

当該父母とします。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。ひとり親等の場合は父又は母のみ）

- ②生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の（1）～（4）に掲げる者である場合

当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。

- （1）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者
- （2）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
- （3）満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
- （4）そのほか、社会的養護が必要と認められる者

ロ ①に該当するときは、父母全員の課税証明書等を添付してください。

ハ ②に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。

②の「家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、行方不明、ドメスティックバイオレンス、精神疾患・意識不明で意思疎通ができない等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の課税証明書等を添付できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、⑤又は⑥のうちいずれか該当するものを選択してください。

ニ ⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

- 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には、静岡県高等学校等奨学給付金の受給資格はありません。
- 生徒が児童養護施設等に入所または里親に養育されており、見学旅行費または特別育成費（母子生活支援施設の生徒を除く）が措置されている場合には、静岡県高等学校等奨学給付金の受給資格はありません。
- 生業扶助受給状況のほか、認定者が正確な認定に必要と判断する事項については、認定事務の過程において公的機関等に確認を行う場合があります。
- 同一生徒が2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請してください。
- 偽りその他不正の手段による申請により受給した場合、支給された給付金の一部又は全部について返還の対象となり、また、別途加算金等が課せられるほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。
- その他、不利益が生じる恐れがありますので、基準日現在の内容を正しく記入して下さい。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。